

平成 27 年度 第 2 回 液化石油ガス規格委員会 書面投票 決議事項の確認

決議番号	議案、資料番号及び決議の要件	決議結果
1	<p>議案 : 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格(基準)(KHKS0721)の改正</p> <p>資料番号: 4</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
2	<p>議案 : 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準(KHKS0708)の改正</p> <p>資料番号: 5</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
3	<p>議案 : 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格(基準)(KHKS0709)の改正</p> <p>資料番号: 6</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
4	<p>議案 : 液化石油ガス屋内用両端迅速継手付低圧ゴム管基準 (KHKS0717)の廃止</p> <p>資料番号: 7</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
5	<p>議案 : 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準(KHKS0747)の制定</p> <p>資料番号: 9</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
6	<p>議案 : 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準(KHKS0748)の制定</p> <p>資料番号: 10</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
7	<p>議案 : 液化石油ガス用ガス検知器基準(KHKS0749)の制定</p> <p>資料番号: 11</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決
8	<p>議案 : パルク貯槽用ガス漏れ検知器基準(KHKS0750)の制定</p> <p>資料番号: 12</p> <p>決議要件: 委員の数(17名)の5分の4(14名)以上の投票があり(規格委員会規程第20条第3項(1))、かつ、投票除外の数を減じた数の3分の2(12名)以上の賛成があった場合(規格委員会規程第20条第6項(1))</p>	委員 17 名の賛成により可決